

静岡地方最低賃金審議会

第396回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年7月18日(金)午前9時56分~午前10時54分

2 場 所 静岡中央ビル 5階大会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員	岩崎委員、笹原委員、丹羽委員、畠委員、柳川委員
労働者代表委員	内山委員、平野委員、福田委員、丸山委員
使用者代表委員	梶本委員、鈴木委員、田中委員、藤田委員、松岡委員
【事務局】静 岡 労 働 局	國分労働局長、神田労働基準部長、藤原賃金室長、 河合賃金室長補佐、佐藤賃金指導官、重信専門監督官

4 議 事

- (1) 静岡地方最低賃金審議会運営規程等について
- (2) 静岡県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (3) 静岡県最低賃金専門部会の設置について
- (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (5) 静岡地方最低賃金審議会審議日程について
- (6) その他

5 配付資料

- 資料番号1 静岡地方最低賃金審議会第56期委員名簿
- 資料番号2 静岡地方最低賃金審議会運営規程
- 資料番号3 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移
- 資料番号4 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(諮問)(写)
- 資料番号5-1 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抜粋)
- 資料番号5-2 同 基礎資料集(抜粋)
- 資料番号5-3 同 概要(抜粋)
- 資料番号6-1 経済財政運営と改革の基本方針2025(抜粋)
- 資料番号6-2 同 政策ファイル(抜粋)

- 資料番号 7 B ランク道府県別標準生計費の推移
- 資料番号 8 静岡県内政令指定都市の消費者物価指数（令和 6 年度平均）
- 資料番号 9 静岡県内政令指定都市の消費者物価指数（令和 7 年 5 月報）
- 資料番号 10 最低賃金に関する実態調査の概要
- 資料番号 11 令和 7 年春季賃上げ要求・妥結速報（最終結果）（加重平均）
- 資料番号 12 毎月勤労統計調査「令和6年地方調査結果」「令和6年特別調査結果」（概要）
- 資料番号 13 每月勤労統計調査地方調査結果（令和 7 年 4 月分）（概要）
- 資料番号 14 主要職種別パートタイム求人賃金状況（時給額）（令和 6 年度）
主要職種別フルタイム求人賃金状況（月額）（令和 6 年度）
- 資料番号 15 令和 7 年度新規学卒者初任給情報（規模別）
- 資料番号 16 静岡県の企業短期経済観測調査結果（2025 年 6 月調査）
- 資料番号 17 最近の静岡県金融経済の動向（2025 年 6 月）
- 資料番号 18 静岡県内の最近の雇用情勢（令和 7 年 5 月分）
- 資料番号 19 中小企業支援の概況
- 資料番号 20 静岡県最低賃金の引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書（写）（静岡県労働組合評議会）
- 資料番号 21 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明（写）（静岡県弁護士会）
- 資料番号 22 歴史的な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円以上への引上げと全国一律制を求める要請書（写）（全労連東海北陸地方協議会）
- 資料番号 23 要請書（写）（静岡県労働組合共闘会議・静岡県中部地区労働組合会議・静岡県ユニオンネットワーク）
- 資料番号 24 「静岡県最低賃金」の改正審議日程（案）

- 配付物 ○リーフレット「賃金引き上げの支援策」
○パンフレット「最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」
○パンフレット「最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています」
○パンフレット「令和 7 年度業務改善助成金のご案内」
○リーフレット「賃金引き上げ特設ページを公開中！」
○リーフレット「静岡労働局は「パートナーシップ構築宣言」浸透に努めています！」
○リーフレット「よろず支援拠点」
○パンフレット「ここから始める価格交渉」
○リーフレット「静岡働き方改革推進支援センター 事業主の皆様を無料でご支援いたします。」

6 議事内容

事務局（佐藤賃金指導官）

ただ今から、第 396 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は、賃金指導官をしております佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本会議は公開となっており、本日 5 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願ひいたします。

また、報道の方へお願ひいたします。カメラ撮りにつきましては、頭撮りと局長の挨拶、会長の挨拶、そして諮詢文の手交時のみとさせていただきますので、円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

頭撮りはよろしいでしょうか。

報道関係者、撮影

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名の計 14 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

会議に先立ちまして、お配りした資料等を御確認ください。水色のファイルにすべての資料を、会議次第、資料の一覧、資料、リーフレットの順に綴っております。

その他、労側・使側委員の机上には、最低賃金決定要覧をお配りしております。委員限りの資料となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議会開催にあたり静岡労働局長から御挨拶申し上げます。

國分労働局長

皆様おはようございます。静岡労働局長の國分でございます。

本日は、業務御多用のところ、本年度最初の第 396 回静岡地方最低賃金審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から静岡労働局の行政運営の推進につきまして、多なる御理解、お力添えをいただきまして、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

最近の静岡県内の経済情勢ですが、日本銀行静岡支店の 6 月の「静岡県金融経済の動向」によりますと、「県内の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。」とされています。一方で、同支店が 7 月 1 日に発表した日銀短観では、県内企業の景況感を示す業況判断指数は、3 期連続で前期を下回るということで、米国政府の関税措置の懸念などの先行き不透明感としてみられると感じているところでございます。

また、県内の雇用情勢につきましては、直近で当局が発表しました、令和 7 年 5 月の県内の有効求人倍率、季節調整値は 1.08 倍と、一部に弱さがみられるということで、原材料費、あるいはエネルギー価格の高騰などが収益を圧迫しているとの事業所の皆様からの

声も届いております。引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があると考えております。

こうした情勢の中で、静岡労働局におきましては、政府の成長戦略の要である賃上げの実現を支援するため、「パートナーシップ構築宣言」に基づき、環境整備を進め、業務改善助成金をはじめとした各種支援措置の活用促進に向け、社会全体として取り組む課題として関係団体等に呼びかけ、取り組みを進めております。

また、政府におきましては、6月13日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針において、「2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で1%程度の上昇を賃上げの社会通念として定着させる」ことを目標に掲げるとともに、最低賃金についても「2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向か、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされました。

また、これを達成するため政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく施策パッケージを実行するとともに、地域の状況に応じてきめ細やかな賃上げ環境整備に取り組めるよう、様々な政策手段を活用して後押しするとされております。

昨年度の静岡県最低賃金の審議におきましては、物価高継続への対応が求められる中で、皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、残念ながら全会一致とならなかったものの、50円引き上げ、1,034円の答申をいただきました。審議に携わっていただきました委員の皆様には、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本年度におきましても、こうした情勢を考慮いただきながら、政府全体の取組方針や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた御審議を賜りたく、本日、静岡県最低賃金の改正決定について諮詢させていただきたいと思っております。

本年度も、静岡地方最低賃金審議会の円滑な運営に対しまして、御理解、お力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（佐藤賃金指導官）

今年度は、審議会委員の改選があり、第56期の委員として任命された皆様にお集まりいただいております。

お配りした、資料番号1「静岡地方最低賃金審議会第56期委員名簿」を御確認ください。

僭越ではございますが、私の方から、名簿順に委員の御紹介をさせていただきます。

名簿順に紹介

以上の皆様方で、今後審議を行っていただくこととなりますので、よろしくお願ひ申し

上げます。

次に、部長以下の事務局職員を紹介させていただきます。

神田労働基準部長、藤原室長、河合賃金室長補佐、重信専門監督官、
小林賃金調査員

以上で事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続いて、第 56 期静岡地方最低賃金審議会の会長と会長代理の選出をお願いしたいと思います。会長につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項の規程により、また、会長の職務代理については、同第 24 条第 4 項の規程により、公益委員の中から選出することになります。

本審議会においては、議事運営上、公益委員の互選により指名することを慣例としておりますが、皆様、従来どおりでよろしいでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは、従来どおり公益委員の皆様方でよろしくお願ひいたします。

公益代表委員（柳川委員）

あらかじめ公益委員で協議した結果、会長は畠委員、会長代理は笹原委員にお願いしたいと思います。

事務局（佐藤賃金指導官）

ただ今、柳川委員から、会長に畠委員、会長代理に笹原委員ということで御発言をいたしましたが、皆様、よろしいでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、会長を畠委員に、会長代理を笹原委員にお願いいたします。それでは、畠会長に御挨拶と、以後の進行をお願いいたします。

公益代表委員（畠会長）

皆様、おはようございます。常葉大学経営学部の畠でございます。

本年度も再び、会長に選任していただき、誠に光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いを抱いております。皆様からの御協力を賜りながら、この審議会を運営してまいり

たいと存じますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お配りの会議次第に従い、議事を進めてまいります。

最初の議題であります、「静岡地方最低賃金審議会運営規程」についてです。

事務局はこの規程について説明してください。

事務局（藤原賃金室長）

資料番号2「静岡地方最低賃金審議会運営規程」を御覧ください。

この規定は、当審議会の決議により定められているもので、最新の改正は令和3年7月2日となります。この時の改正は、第4条のテレビ会議システムでの会議を可能としたものでございます。

それでは、簡単に規程を御紹介します。第1条目的について、第2条会議の招集について、第3条小委員会について、第4条委員の欠席について、第5条会議の議事について、第6条会議の公開について、第7条議事録及び議事要旨について、第8条意見の提出について、第9条規程の改廃についてです。

以上でございます。

公益代表委員（畠会長）

皆様、御覧いただいている規程について何かございますでしょうか。

それでは、当審議会は、最低賃金法と最低賃金審議会令、および、御覧いただいた「静岡地方最低賃金審議会運営規程」により運営したいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

各委員、異議なし

御了承を得ましたので、この運営規程により進めてまいります。

次の議題、「静岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」です。

事務局からお願ひします。

事務局（佐藤賃金指導官）

それでは、静岡県最低賃金改正決定について諮問を行います。静岡労働局長から会長へ諮問文をお渡しいたします。

諮問文を会長に手交（局長）

各委員に写しを配付

カメラ撮影はここまでとさせていただきます。これ以降は御遠慮くださいますようお願いします。

公益代表委員（畠会長）

それでは事務局は諮問文を読み上げてください。

事務局（佐藤賃金指導官）

はい。諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問文を読み上げ

公益代表委員（畠会長）

それでは、事務局から諮問の趣旨及び、資料の説明をしてください。

事務局（藤原賃金室長）

それでは、諮問の趣旨の説明と、続いて資料の説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

地域別最低賃金につきましては、実効性を確保する視点から、賃金、物価水準、経営状況等に対応して適宜改正を行う必要がございます。

ここ数年の経過といたしまして、資料番号3「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」を御覧ください。平成28年に示された、「最低賃金について、年率3%程度を目指し、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す」との政府方針以降、静岡県においても対前年比で3%を超える引き上げが続きました。また、昨年度も皆様の丁寧かつ真摯な御審議のもと、過去最高の50円、約5.08%引き上げ、1,034円の答申をいただきました。

最近の県内の状況につきましては、近年の電力や原材料費の上昇、国際情勢の影響、特に食料品を中心とする物価高が継続し、人手不足等による影響を受ける中、春闘による賃金交渉においては、昨年にも増して、大幅な賃上げ決着が続いている状況にあります。一方で、米国による一連の関税措置により、企業には大きな不安感と警戒感が拡がっています。これらの関税措置は、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国の経済全体を下振れさせるリスクとなっています。

今後も最新のデータなどを用意いたしますが、地域経済等の動向、地域労働者の賃金の推移等を総合的に勘案し、本年度も、静岡県最低賃金の改正について、御審議をいただく必要があると判断いたしまして、ただ今、静岡労働局長より改正決定についての諮問をさせていただきました。

審議にあたりましては、最低賃金決定の3要素である、生計費、賃金、企業の支払い能力をもとに御審議いただくことになりますが、併せて参考にしていただくものとして、中央最低賃金審議会から示される目安がございます。

本年の目安について、資料番号4に、「令和7年度地域別最低賃金改定の目安に関する諮問文」を添付させていただいております。こちらは7月11日に、厚生労働副大臣から

中央最低賃金審議会に地域別最低賃金額改定の目安について、例年同様、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及びいわゆる、骨太の方針に配意し審議をお願いする旨の諮問が行われました。目安の答申につきましては、8月上旬頃までには示されるものと思われます。

目安の決定においては、最低賃金決定の3要素の他にその時々の事情も考慮されており、その1つに政府方針があります。今年の政府方針は、去る6月13日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、いわゆる「骨太の方針」に政府としての考え方が示されています。これは、「賃上げこそが成長戦略の要である。」として、「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」することを目指し、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルムとして定着させるための計画として示されました。

本日、資料番号5に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」(抜粋)を、資料番号6「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(抜粋)を用意いたしました。両者に多少の表現の違いはありますが、いずれも、「賃上げを起点とした成長型経済の実現」のため、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を打ち出すとともに、最低賃金に関しては、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向か、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」ことをを目指し、「国は計画を踏まえ、地域の状況に応じてきめ細やかな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。」「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とも示しています。

これらについても配慮いただき、静岡県最低賃金改正について、当審議会において審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日配布の資料について、御説明いたします。

労働者の生計費を表す資料として、資料番号7から資料番号9を御用意しました。

資料番号7「Bランク府県別標準生計費の推移」は、目安制度における、Bランクの府県の1人世帯を対象とした、標準生計費の推移を一覧表にしたものでございます。

資料番号8「静岡県内政令指定都市の消費者物価指数」「令和6年度平均」は、県が4月25日に公表した、県内政令指定都市における昨年度の消費者物価指数の平均値です。6ページに、最低賃金の議論で使われる「持家の帰属家賃を除く総合」の静岡市の状況が記されており、前年度比で3.7%でした。

資料番号9は、県が6月27日に発表した直近のデータです。

資料番号10「最低賃金に関する実態調査の概要」は、最低賃金の審議の資料として、毎年この時期行っています実態調査についてです。「1.賃金改定状況調査」の調査結果は、中央最低賃金審議会における目安審議の参考とされており、賃金の改定状況の調査です。「2.最低賃金に関する基礎調査」の調査結果は、地方最低賃金審議会における改定審議の参考とするもので、賃金分布や未満率、影響率などを示す資料となっております。どちらも現在点検・集計中です。調査結果につきましては、今後の審議会で御報告いたします

す。

本年の賃金の改定状況を表す資料として、資料番号 11「令和 7 年春季賃上げ要求・妥結速報」(最終結果)を用意いたしました。県が、公表しました本年の春季賃上げ要求と妥結状況の最終結果です。妥結状況は、全体の加重平均で 5.38%の賃上げとなっており、昨年の同時期に比べても 0.78%上がっておりまます。

賃金支払い状況を表す資料として、資料番号 12 と資料番号 13 を御用意いたしました。

資料番号 12「毎月勤労統計調査 令和 6 年地方調査結果」は、県が 3 月 27 日に公表した、静岡県における昨年の 1 年分の速報値です。

資料番号 13「毎月勤労統計調査 地方調査結果」は、県が 6 月 26 日に発表した、毎月勤労統計調査の 4 月分の概要となります。

県内の雇用・求人の情勢を表す資料として、資料番号 14、資料番号 15、飛んで資料番号 18 を御用意いたしました。

資料番号 14「主要職種別求人賃金状況(令和 6 年度)」は、昨年度、県内のハローワークにおいて受理した求人における賃金額で、パートタイム求人の時間額賃金とフルタイム求人の月額賃金の平均値でございます。

資料番号 15「令和 7 年度新規学卒者初任給情報(規模別)」は、当局職業安定課が集計しました、令和 7 年 3 月卒業の学卒者の初任給情報です。県東部・中部・西部の地域別規模別に、集計されております。

資料番号 18「静岡県内の最近の雇用情勢」は、当局職業安定課が 6 月 27 日に公表した、5 月分の県内の雇用情勢です。有効求人倍率は 1.08 倍で、52 か月連続で 1 倍台となっておりますが、情勢は改善の動きに弱さがみられ、引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

県内の経済状況を表す資料として、資料番号 16、17 を御用意しました。

資料番号 16「静岡県の企業短期経済観測調査結果」は、日銀静岡支店が、7 月 1 日に公表した、いわゆる日銀短観でございます。

資料番号 17「最近の静岡県金融経済の動向」は、日銀静岡支店が、6 月 12 日に発表した、本年 6 月の金融経済の月例報告になります。

次に、最低賃金の引き上げ幅が大きくなる中、中小企業への支援の状況として、資料番号 19「中小企業支援の概況」にまとめました。表の上段、「専門家派遣、相談等支援事業件数」は、本資料の一番最後にリーフレットを入れさせていただきましたが、静岡県働き方改革推進センターでの対応件数を示しています。センターは、厚生労働省の委託事業として、賃上げに対する対応の他、働き方改革や同一労働同一賃金への対応などへの相談や支援策の利用などの相談に対応しております。件数は最低賃金に関することだけではなく、様々な相談を含んだ、対応件数となっております。また、表の下段は、「業務改善助成金」の申請件数になっております。

昨年も、本審議会からの答申に、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに係る支援策の強化を求める付記がなされました。その御報告も兼ね添付させていただきまし

たが、資料番号 24 の後には、労働局や監督署で周知に努めている支援策関係のリーフレットを入れさせていただきました。

業務改善助成金等の周知、利用促進につきましては、労使の様々な機関に御協力をいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。本年度も、支援助成金パッケージとして業務改善助成金の他にも各種支援策について、中小企業庁等、関係機関と連携して取り組んでおります。

最後に、静岡労働局長と当審議会長あてに最低賃金審議に係る要請書を 4 件と要請署名を 1 件いただきましたので報告いたします。

資料番号 20 「静岡県の最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書」を御覧ください。こちらは、4 月 9 日と 7 月 15 日に静岡県労働組合評議会から提出された要請書です。要請事項として、4 月 9 日のものは、

- ・ 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、静岡県の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること
- ・ 最低賃金審議会の会議及び議事録をすべて公開すること
- ・ 意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映すること
- ・ 最低賃金審議会労働者委員の選任に当たっては、静岡県評が推薦する者を任命すること

とされております。7 月 15 日のものは、

- ・ 後程御案内する資料 No22 の要請 9 項目について再度要請する

とされているほか、静岡県労働組合評議会が 25 歳男性及び女性の若年単身世帯に対して行った静岡県最低生計費資産調査結果(2025 年版アップデート)が添付されております。

また、静岡県労働組合評議会からは、6 月 23 日と 7 月 15 日に「物価高騰での生活改善、地域経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を、静岡県の最低賃金を時間額 1,500 円以上にすることを求める要請」署名が合計 6,423 筆、提出されております。こちらは署名のため、本日配付の資料には添付しておりませんが、要請事項として、

- ・ 静岡県の最低賃金を時間額 1,500 円にすること
- ・ 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財源措置を行うことを政府に求めること
- ・ 最低賃金審議会のすべての審議を公開し議事録も残すこと。また、意見陳述の場を作ること
- ・ 最低賃金額の審議にあたっては、「非消費支出を含む資料」「単身の勤労世帯の資料」等を用い生計費原則を考慮し決定すること

が記載されています。これら署名につきましては、本日、当会場の公益委員の後方に置かせていただきましたので、後ほど御覧ください。

資料番号 21 「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」は、5 月 28 日に静岡県弁護士会より提出された声明文です。地域経済の健全な発展を促すとともに、基本的人権擁護の観点から、全ての労働者の健康で文化的な生活を確保するため、時間給 1,500 円を達

成すべく、まずは最低賃金の大幅な引上げを強く求めるものです。

次に資料番号 22 は、「歴史的な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」とその資料です。6 月 23 日に全労連東海北陸地方協議会からの要請で、要請事項は 9 項目、

- 1 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく最低賃金を 1500 円以上に引上げること
- 2 すべての働く人に人間らしい生活を保障するために最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること
- 3 審議の資料について、「労働者の生計費及び賃金」については、「事業の支払能力」に関わるものと同等以上に提出すること
- 4 専門部会二者協議を含め全部公開し、意見陳述を行う機会を設けること。また、すべての議事録を公開すること
- 5 審議会答申には、答申の額の根拠・理由を記載すること
- 6 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年 1 回に限らず改正を行うこと
- 7 中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めるこ
- 8 審議会日程や委員の改正について、適宜情報提供すること
- 9 労働行政の需要に対応するため、労働局正規職員を増員し、行政の体制拡充・強化をおこなうこと

とされております。

資料番号 23 「要請書」は 7 月 11 日に静岡県労働組合共闘会議からのものです。要請事項は、

- ・ 時給 1500 円以上の引上げと全国一律最低賃金制度の実施
- ・ 審議会を専門部会も含め、全面的に公開すること

が記載されております。

資料番号 24 は、今後の本審議会及び専門部会の日程（案）をお示ししたものです。

以上が関係省庁等から公表されたもの、あるいは抜粋をした資料となります。

なお、審議会は、最低賃金の改正について調査審議を行う場合、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、意見公示を行うこととなっております。そのため、意見締切日を 8 月 8 日金曜日とする意見公示を本日行うことを申し添えます。

説明が長くなりましたが、私からは以上でございます。

公益代表委員（畠会長）

ありがとうございました。ただ今の説明について何か御質問ございますか。

使用者代表委員（梶本委員）

御説明ありがとうございました。委員になって 6 年目になりますが、昨年くらいからかなり変わってきたという印象があり、今年は特にその印象が強いです。物の売り買いの上

で世界は一つです。ですから、トランプ関税は、かなり影響が出るのではと思います。これについては、政府もいろいろ考えてくれているとは思いますが。

静岡は輸送機械の製造が多く、これに 25% の関税がかけられて、大企業は労働組合もありますから、賃上げされるでしょうが、中小は難しいです。大企業の労働分配率は 38% くらい 40% を切っています。一方で、輸送用機械製造業は、中小企業・小規模事業者が多く、小規模事業者の労働分配率は 84% となっています。議論はいろいろな角度からするの大事だと思いますが、あくまでも最低賃金の議論です。無理に最低賃金を上げて、小規模事業者が倒産してしまうと、労働者が路頭に迷ってしまいます。もちろん努力はしないといけないと思いますが、議論の焦点は、小規模事業者が無理のない範囲で上げること、そういった点に絞って、いろいろな角度から議論をしていただけないかと思っています。

この会議の意味は、最低賃金を決めるということですので、小規模事業者の最低賃金をいくらにするかという議論だと思います。そこを中心にお願いしたいと思っています。

公益代表委員（畠会長）

ありがとうございました。その他にございますか。

労働者代表委員（丸山委員）

資料 15 の新規学卒者の初任給情報ですが、これまで見たことのない資料だと思います。できれば、どれくらいの事業所数の資料なのか等、詳細を教えてください。参考にさせていただきたいと思います。次回で結構ですし、わかる範囲で構ないので、回答いただければありがとうございます。

事務局（藤原賃金室長）

ありがとうございました。

梶本委員からいただきました御意見につきましては、今後の活発な審議の参考とさせていただきます。事務局として、審議に必要な様々な資料を揃えさせていただきたいと思います。

また、丸山委員からいただきました、資料番号 15 について、今年度初めて入れさせていただきましたが、次回、どれくらいの規模数で調査したものか、対象等、詳細を御報告させていただきます。

公益代表委員（畠会長）

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただ今御説明いただいた資料の、労働団体からの要請文において、意見陳述についての御要望がありました。この要請文や、これから行われる意見公示に基づき提出される意見書など、本審議会に寄せられた御意見・御要望については、このとおり、委員の間で確実

に共有し、審議に当たっては、その内容を検討し、真摯に受け止めた上で臨んできているところです。よって、意見陳述については、今後も審議会として必要と判断した際にその機会を設けることとするのが適当かと存じますが、いかがでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

では、意見陳述に関しては、引き続き審議会として必要と判断した際に機会を設けることとしますので、よろしくお願ひします。

次に3つ目の議題である「静岡県最低賃金専門部会の設置」についてです。

先ほど、静岡労働局長から静岡県最低賃金改正決定について諮詢を受けましたので、最低賃金法第25条第2項により静岡県最低賃金専門部会を設置し、公・労・使、各側3名の計9名の委員で審議を行うことになります。

それでは、事務局から専門部会委員の選任手続きについて説明してください。

事務局（佐藤賃金指導官）

専門部会の委員につきましては、選任のため、本日、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づき推薦公示をいたします。推薦締切日は8月1日（金）としています。

公益代表委員（畠会長）

何か御質問ありますか。

では、事務局は所要の手続きをよろしくお願ひします。

次に、4つ目の議題である「最低賃金審議会令第6条第5項の適用」について審議します。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」旨規定されています。

本審議会では、例年この条項を適用し、専門部会が全会一致になった場合は、本審議会も全会一致になったとして取り扱うことを御承認いただいているが、本年も例年と同様とすることによろしいでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございました。それでは、そのように取り扱うことといたします。

それでは、議事の5番目、「審議日程」についてです。

事務局から説明してください。

事務局（佐藤賃金指導官）

それでは、今後の審議の日程について御説明します。

資料番号 24「静岡県最低賃金の改正審議日程（案）」を御覧ください。

これは、今後の日程について、案としてお示した、事務局（案）でございます。本審の日程については、委員の皆様の御都合等を調整したうえで作成いたしました。専門部会の日程については、専門部会委員はまだ決まっておりませんが、本審開催日を考慮して、日程を設定いたしました。確定した日程は、本日の審議会の中でお決めいただきたいと思います。

公益代表委員（畠会長）

この日程案について、何か御意見などございますか。

各委員、意見なし

それでは、本審委員の皆様と事前に調整済ということですので、今後、事務局案のとおり開催するということで、よろしいでしょうか。

各委員、異議なし

事務局（佐藤賃金指導官）

ありがとうございます。それでは念のため、日程と予定される主な審議内容の確認させていただきます。

本審については、

第 397 回本審「県最賃 目安伝達」8月 12 日（火）午後 1 時

第 398 回本審「県最賃 改正決定（答申）」8月 26 日（火）午後 3 時

第 399 回本審「県最賃 異議審」9月 19 日（金）午後 1 時 30 分

専門部会については、

第 1 回専門部会 8月 12 日（火）午後 3 時 30 分

第 2 回専門部会 8月 19 日（火）午前 9 時

第 3 回専門部会 8月 21 日（木）午前 9 時

第 4 回専門部会（予備日）8月 26 日（火）午後 1 時 30 分

です。

公益代表委員（畠会長）

ありがとうございました。

短期間での集中審議となりますので、皆様、格別の御協力をお願いします。

審議日程に関連して、事務局で何かありますか。

事務局（佐藤賃金指導官）

はい。今、御確認いただいた各会議について、「公開・非公開」をお決めいただきたいと思います。

具体的には、各本審と第1回専門部会の公開非公開について、お決めいただくようお願いいたします。

なお、専門部会の「公開・非公開」については本来専門部会でお決めいただくものですが、専門部会が、自身の初回の「公開・非公開」について、あらかじめ自ら決めることができませんので、この本審でお決めいただくことをお願いするものです。

公益代表委員（畠会長）

ありがとうございました。

公開・非公開について規程を確認したいと思います。

事務局から説明願います。

事務局（佐藤賃金指導官）

はい。会議の公開については、資料2の審議会運営規程を御覧ください。

第6条第1項に

会議は原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

と規定されています。

また、議事録についてですが、審議会運営規程第7条第1項に、

会議の議事録については、議事録を作成するものとする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

と規定し、同条第2項に、

議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする
と規定されています。

公益代表委員（畠会長）

会議の公開については、公益委員としては、審議の透明性を確保すべく3者が集まる場では公開に向けて進めていきたいと考えておりますが、本審議会に先立って、事務局に労使各側の委員に意見を伺ってもらいましたところ、各委員の皆様の中には、「率直な意見の交換を確保して審議に集中するために、金額審議や表決が行われる本審と専門部会につ

いては、今までどおり非公開としたい」という御意見があったと聞いております。

こういった御意見がある以上、本年度は、「金額審議や表決が行われる本審と専門部会については、今までどおり非公開としたい」と思いますが、皆さんいかがでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございました。

それでは、再度の確認となります、各本審と1回目の専門部会の公開・非公開について、個別にお諮りいたします。

8月12日の第397回本審については、「目安伝達」であり、金額審議が行われませんので、原則どおり公開でよいと思いますがいかがでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

次に、8月26日開催の第398回本審、議事は「県最賃改正決定（答申）」ですが、県最賃の改正決定の最終的な審議や特定最賃の必要性の審議が行われることを考えると、各委員の率直な意見交換や議論を確保することが必要な場であることは確かであり、非公開の取り扱いが適当と存じますが、いかがでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは、8月26日開催の第398回本審は、運営規程第6条第1項ただし書きの規定を適用し、非公開といたします。

次に、9月19日開催の第399回本審についてです。議事は「県最賃 異議審」ですが、こちらも議事内容を勘案し、委員率直な意見を確保するために、非公開が適当と存じますが、いかがでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは9月19日開催の第399回本審は、運営規程第6条第1項ただし書きの規定を適用し、非公開といたします。

最後に、8月12日開催の第1回専門部会ですが、こちらも、金額審議が行われることを考えると、各委員の率直な意見交換や議論を確保するために、議事は「非公開」が適当と存じますが、いかがでしょうか。

各委員、異議なし

ありがとうございます。

それでは、第1回専門部会につきましても、議事は「非公開」といたします。

事務局は以上の「公開・非公開」に沿って、所要の準備をお願いします。

議事の最後になります。「その他」ですが、委員の皆様、事務局から何かありますか。

事務局（佐藤賃金指導官）

議事内容ではないのですが、御案内がございます。

次回、第397回本審についてですが、8月12日（火）午後1時から、静岡地方合同庁舎4階共用大会議室にて開催いたします。委員の皆様におかれましては、案内通知をメールいたしますので、出欠確認のほうもよろしくお願いします。

以上です。

公益代表委員（畠会長）

委員の皆様、ほかに何かありますか。

ないようでしたら、これで終了します。皆様、お疲れ様でした。